

No. 1

自 令和 7 年 12 月 9 日

日間

至 令和 7 年 月 日

令和 7 年
第 4 回

四国中央市議会定例会議案書

四国中央市

令和 7 年 第 4 回 四国中央市議会定例会議案目録

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 80 号	組織機構改革に伴う関係条例の整備について	4
議 案 第 81 号	四国中央市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定について	10
議 案 第 82 号	四国中央市学校規模適正化検討委員会条例の制定について	18
議 案 第 83 号	四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	21
議 案 第 84 号	四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	30
議 案 第 85 号	四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	31
議 案 第 86 号	四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	32
議 案 第 87 号	四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	33
議 案 第 88 号	四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例について	34
議 案 第 89 号	令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 6 号）	36
議 案 第 90 号	令和 7 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	47
議 案 第 91 号	令和 7 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	50
議 案 第 92 号	令和 7 年度四国中央市港湾上屋事業特別会計補正予算（第 1 号）	54

議案番号	件名	頁
議案第93号	令和7年度四国中央市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)	56
議案第94号	令和7年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)	59
議案第95号	令和7年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	62
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について	63
議案第97号	川之江埋立グラウンド整備工事変更請負契約の締結について	64

議案第 80 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備について

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(四国中央市事務分掌条例の一部改正)

第1条 四国中央市事務分掌条例（平成 16 年四国中央市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

「経営企画部
第1条中 「総務部」を 総務部 に、「経済部」を「都市整備部」に、「建設部」を
「政策部」を 地域振興部 に改める。
「産業創生部」

「危機管理部」に改める。

第2条を次のように改める。

（分掌事務）

第2条 経営企画部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総合政策に関すること。
- (2) 市政の総合企画に関すること。
- (3) 秘書に関すること。
- (4) 広報広聴に関すること。
- (5) 財政に関すること。
- (6) 情報化の推進に関すること。

2 総務部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 行政及び議会に関すること。
- (2) 文書及び法規に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 市政の総合調整に関すること。
- (5) 統計に関すること。
- (6) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (7) 契約及び入札に関すること。

- (8) 工事等検査に関すること。
- (9) 財産管理に関すること。
- (10) 公有財産の登記及び嘱託に関すること。

3 地域振興部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 観光に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関する것を除く。）。
- (3) 文化に関すること（文化財の保護に関する것を除く。）。
- (4) 協働のまちづくりに関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) 交通に関すること。

4 産業創生部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 商工業に関すること。
- (2) 労政に関すること。
- (3) 農林水産業に関すること。

5 市民部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (3) 市税に関すること。
- (4) 国民健康保険に関すること。
- (5) 医療助成に関すること。
- (6) 保健に関すること。
- (7) 地域医療に関すること。
- (8) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (9) 住居表示に関すること。
- (10) 国民年金に関すること。
- (11) 消費生活に関すること。

6 福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 福祉事務所に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) こどもに関すること。
- (4) 介護保険に関すること。

7 都市整備部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 公園及び緑地に関すること。
- (3) 港湾及び海岸に関すること。
- (4) 臨海土地造成に関すること。
- (5) 道路及び橋りょうに関すること。
- (6) 河川に関すること。
- (7) 国道11号バイパスに関すること。
- (8) 地籍調査に関すること。

(9) 建築指導に関すること。

(10) 市営住宅に関すること。

8 危機管理部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 防災に関すること。

(2) 国民保護に関すること。

(四国中央市かわのえ西川ふれあい塾条例の一部改正)

第2条 四国中央市かわのえ西川ふれあい塾条例（平成16年四国中央市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(四国中央市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 四国中央市水道事業等の設置等に関する条例（平成16年四国中央市条例第174号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

四国中央市公営企業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業等」を「公営企業」に改め、同条中「生活用水その他浄水及び工業用水を供給するため」を「この条例は」に改め、「法」という。)の次に「第4条の規定」を加え、「及び工業用水道事業」を「、工業用水道事業及び公共下水道事業」に、「水道事業等」を「公営企業」に改める。

第2条中「に基づき、次条第3項に規定する簡易水道事業」を「により、簡易水道事業及び公共下水道事業」に改める。

第3条第1項中「水道事業等」を「公営企業」に改め、同条に次の1項を加える。

5 公共下水道事業の排水区域は、本市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）

第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

第4条第1項中「水道事業等」を「公営企業」に改め、同条第2項中「水道事業等」を「公営企業」に、「水道局」を「水資源部」に改める。

第5条中「水道事業等（工業用水道事業を除く。）」を「水道事業及び簡易水道事業」に改める。

第6条から第8条まで並びに第9条第1項及び第2項第3号中「水道事業等」を「公営企業」に改める。

第10条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(四国中央市公共下水道事業の設置等に関する条例の廃止)

2 四国中央市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成29年四国中央市条例第25号）は、廃止する。

(四国中央市職員定数条例の一部改正)

3 四国中央市職員定数条例（平成16年四国中央市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第8号中「水道局」を「公営企業」に改める。

(四国中央市下水道条例の一部改正)

4 四国中央市下水道条例（平成 16 年四国中央市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第3条第15号中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第1号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 管理者 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

第3条の3第3号及び第5号、第3条の4第1号、第3条の5第2号並びに第3条の7第6号中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第4条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第3号中「規則の」を「管理者が別に」に改め、同条第4号及び第5号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長の」を「管理者の」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、「(昭和27年法律第292号)」を削り、同条第2項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第7条の2第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第7条の3第1項中「市長」を「管理者」に改め、同項第2号中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条の5第1項及び第2項ただし書、第7条の6並びに第7条の7第2項から第4項までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第7条の8中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第7条の9第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第7条の10第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第7条の11中「、規則その他市長」を「及び管理者」に改める。

第7条の12中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条の13第1項及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第10条の3中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第10条の4中「市長」を「管理者」に改める。

第12条第1項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「市」を「管理者」に改め、同条第2項ただし書及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第16条第1号ただし書及び第2号中「市長」を「管理者」に改め、同条第3号中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第18条から第20条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第21条中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第23条第1項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第24条第1項ただし書及び第2項並びに第25条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第27条中「この条例で定めるもののほか、」を削り、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第28条第1号中「市長」を「管理者」に改める。

(四国中央市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに前項の規定による改正前の四国中央市下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の四国中央市下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(四国中央市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

6 四国中央市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成16年四国中央市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項、第9条、第10条並びに第11条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「について」を「に關し」に、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(四国中央市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日の前日までに前項の規定による改正前の四国中央市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の四国中央市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(四国中央市港通り排水溝渠上使用条例の一部改正)

8 四国中央市港通り排水溝渠上使用条例(平成16年四国中央市条例第171号)の一部を次のように改正する。

第1条中「すべて市長」を「全て地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第2条及び第3条中「市長」を「管理者」に改める。

(四国中央市港通り排水溝渠上使用条例の一部改正に伴う経過措置)

9 施行日の前日までに前項の規定による改正前の四国中央市港通り排水溝渠上使用条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の四国中央市港通り排水溝渠上使用条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(四国中央市水道事業給水条例の一部改正)

10 四国中央市水道事業給水条例(平成16年四国中央市条例第176号)の一部を次のように改正する。

第2条中「四国中央市水道事業等の設置等に関する条例」を「四国中央市公営企業の設

置等に関する条例」に改める。

(四国中央市簡易水道事業等給水条例の一部改正)

- 11 四国中央市簡易水道事業等給水条例（平成 16 年四国中央市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「四国中央市水道事業等の設置等に関する条例」を「四国中央市公営企業の設置等に関する条例」に改める。

(四国中央市工業用水道事業審議会条例の一部改正)

- 12 四国中央市工業用水道事業審議会条例（平成 16 年四国中央市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「水道局工業用水道事業担当課」を「工業用水道事業担当課」に改める。

第 8 条中「に定めるもののほか、審議会の運営」を「の施行」に改める。

(四国中央市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の一部改正)

- 13 四国中央市公共下水道区域外流入分担金に関する条例（平成 20 年四国中央市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市長」を「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 8 条第 2 項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条、第 7 条第 1 項、第 8 条並びに第 9 条中「市長」を「管理者」に改める。

(四国中央市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 施行日の前日までに前項の規定による改正前の四国中央市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の四国中央市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(四国中央市水道事業経営審議会条例の一部改正)

- 15 四国中央市水道事業経営審議会条例（平成 23 年四国中央市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「水道局水道事業担当課」を「水道事業担当課」に改める。

提 案 理 由

組織機構の改革に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 81 号

四国中央市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定について

四国中央市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

四国中央市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定社会教育機関)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号に規定する特定社会教育機関は、次のとおりとする。

- (1) 四国中央市新宮少年自然の家条例（平成16年四国中央市条例第60号）第1条に規定する少年自然の家
- (2) 四国中央市公民館条例（平成16年四国中央市条例第66号）第2条に規定する公民館
- (3) 四国中央市体育施設条例（平成16年四国中央市条例第80号）第1条に規定する施設（職務権限の特例）

第3条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。

- (1) 前条各号に掲げる特定社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関するこ除く。）。
- (3) 文化に関するこ（文化財の保護に関するこ除く。）。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（四国中央市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

2 四国中央市スポーツ推進審議会条例（平成16年四国中央市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条中「に定めるもののほか、」を「の施行に関し」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（四国中央市体育施設条例の一部改正）

3 四国中央市体育施設条例（平成16年四国中央市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「四国中央市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条第1項及び第2項並びに第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第2号中「教育委員会において、」を削り、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項及び第2項並びに第10条から第12条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第2項第1号中「又は教育委員会」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第2条から第4条まで、第6条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第14条中「について」を「に關し」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(四国中央市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日までに前項の規定による改正前の四国中央市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の四国中央市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(四国中央市新宮少年自然の家条例の一部改正)

5 四国中央市新宮少年自然の家条例（平成16年四国中央市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条中「四国中央市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第5条第1項及び第2項並びに第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「に定めるもののほか、少年自然の家の管理及び運営」を「の施行」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(四国中央市新宮少年自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日の前日までに前項の規定による改正前の四国中央市新宮少年自然の家条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の四国中央市新宮少年自然の家条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(四国中央市公民館条例の一部改正)

7 四国中央市公民館条例（平成16年四国中央市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第2項中「四国中央市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改め、同条を第18条とし、第6条を第17条とする。

第5条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とし、第4条を第15条とし、同条の前に次の11条を加える。

(使用の許可)

第4条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ申請し、市長の許可を受けなければならぬ。許可された事項を変更する場合も、また、同様とする。

2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の

いずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の申請に虚偽があったとき。
- (3) 第4条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による使用の停止又は使用許可の取消しによって使用者が被った損害については、賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、使用区分に従い、別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、これを後納させることができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市長の必要により許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めによらない事由で使用できないとき。
- (3) 使用の開始の日の前3日までに使用の取消し又は変更の申出をしたとき。

(使用者の責務)

第10条 使用者は、その使用に伴う入館者に対し、この条例又はこの条例に基づく規則で定める事項を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第12条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を持ち込んで使用する場合は、あらかじめ申請し、市長の承認を得なければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了し、又は第6条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用した施設（前条に規定する特別の設備等を含む。）を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 入館者及び使用者は、施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届出をし、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第7条関係)

名称	室名	使用区分					
		午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	正午から 午後10時 まで	午前9時 から午後 10時まで
金生 公民 館	会議室1	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	会議室2	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	会議室3	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	交流室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	和室1	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	和室2	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	調理室	700円	700円	900円	1,000円	1,000円	1,200円
	大ホール	700円	700円	1,000円	1,200円	1,500円	2,000円
	全館	4,400円	4,400円	6,100円	7,000円	8,500円	10,400円
上分 公民 館	講義室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	会議室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	図書室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	調理室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円
	集会室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円
	全館	2,900円	2,900円	3,900円	4,400円	5,400円	6,600円
妻鳥 公民 館	講義室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円
	大会議室	2,800円	2,800円	3,500円	4,000円	4,800円	6,000円
	小会議室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円
	和室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	図書室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円
	調理室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円
	視聴覚室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円
	全館	6,800円	6,800円	8,700円	9,800円	11,800円	14,700円
金田 公民 館	実習室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円
	図書室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	視聴覚及び講 義室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円
	会議室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円
	体育館	2,300円	2,300円	3,000円	3,300円	4,000円	5,000円
	全館	4,900円	4,900円	6,400円	7,100円	8,600円	10,700円
川瀧 公民 館	大集会場	700円	700円	1,000円	1,200円	1,500円	2,000円
	講義室	500円	500円	600円	700円	800円	900円
	資料室	300円	300円	400円	500円	600円	700円
	調理室	700円	700円	900円	1,000円	1,200円	1,500円

	全館	2,200 円	2,200 円	2,900 円	3,400 円	4,100 円	5,100 円
松柏 公民 館	会議室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	和室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	調理室	700 円	700 円	900 円	1,000 円	1,000 円	1,200 円
	大ホール	700 円	700 円	1,000 円	1,200 円	1,500 円	2,000 円
	和室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	図書室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	全館	3,400 円	3,400 円	4,700 円	5,400 円	6,500 円	8,000 円
三島 公民 館	小会議室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	中会議室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	図書室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	和室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	調理室	700 円	700 円	900 円	1,000 円	1,000 円	1,200 円
	大ホール	700 円	700 円	1,000 円	1,200 円	1,500 円	2,000 円
	全館	3,400 円	3,400 円	4,700 円	5,400 円	6,500 円	8,000 円
中曾 根公 民館	会議室 1	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	会議室 2	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	和室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	ふれあい教養 室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	調理室	700 円	700 円	900 円	1,000 円	1,000 円	1,200 円
	大ホール	700 円	700 円	1,000 円	1,200 円	1,500 円	2,000 円
	全館	3,400 円	3,400 円	4,700 円	5,400 円	6,500 円	8,000 円
中之 庄公 民館	会議室 1 a	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	会議室 1 b	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	会議室 2	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	調理室	700 円	700 円	900 円	1,000 円	1,000 円	1,200 円
	和室 1	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	和室 2	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	大ホール	700 円	700 円	1,000 円	1,200 円	1,500 円	2,000 円
寒川 公民 館	会議室 A	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	会議室 B	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	和室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	図書室	500 円	500 円	700 円	800 円	1,000 円	1,200 円
	調理実習室	700 円	700 円	900 円	1,000 円	1,000 円	1,200 円
	大ホール	700 円	700 円	1,000 円	1,200 円	1,500 円	2,000 円
	全館	3,400 円	3,400 円	4,700 円	5,400 円	6,500 円	8,000 円

豊岡 公民 館	1階会議室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	2階会議室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	和室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	調理実習室	700円	700円	900円	1,000円	1,000円	1,200円
	大ホール	700円	700円	1,000円	1,200円	1,500円	2,000円
	全館	2,900円	2,900円	4,000円	4,600円	5,500円	6,800円
嶺南 公民 館	和室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	会議室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	全館	1,000円	1,000円	1,400円	1,600円	2,000円	2,400円
長津 公民 館	会議室1	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	会議室2	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	和室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	調理室	700円	700円	900円	1,000円	1,000円	1,200円
	大ホール	700円	700円	1,000円	1,200円	1,500円	2,000円
	全館	2,900円	2,900円	4,000円	4,600円	5,500円	6,800円
小富 士公 民館	大会議室	700円	700円	1,000円	1,200円	1,400円	1,800円
	調理室	700円	700円	900円	1,000円	1,000円	1,200円
	1階和室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	2階相談室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	2階講座室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	図書室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	全館	1,000円	1,000円	1,400円	1,600円	2,000円	2,500円
土居 公民 館	調理室	700円	700円	900円	1,000円	1,000円	1,200円
	第1・2研修室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	図書室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	2階研修室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	2階和室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	大ホール	700円	700円	1,000円	1,200円	1,400円	1,800円
	全館	1,000円	1,000円	1,400円	1,600円	2,000円	2,500円
関川 公民 館	小会議室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	老人室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	婦人室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	調理室	700円	700円	900円	1,000円	1,000円	1,200円
	青年室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	図書室	500円	500円	700円	800円	1,000円	1,200円
	大ホール	700円	700円	1,000円	1,200円	1,400円	1,800円
	全館	1,000円	1,000円	1,400円	1,600円	2,000円	2,500円
新宮 公民	1階研修室	500円	500円	500円			1,200円
	1階図書室	400円	400円	400円			900円

館	1階調理室	700円	700円	700円			1,800円
	2階視聴覚室	700円	700円	700円			1,800円
	2階第1研修室	300円	300円	300円			600円
	2階第2研修室	300円	300円	300円			600円
	2階婦人研修室	300円	300円	300円			600円
	全館	3,200円	3,200円	3,200円			7,500円

(四国中央市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 施行日の前日までに前項の規定による改正前の四国中央市公民館条例第3条第2項の規定により任命されている者（以下この項において「館長」という。）は、前項の規定による改正後の四国中央市公民館条例第3条第2項の規定により任命された者とみなす。この場合において、任命されたものとみなされる者の任期は、前項の規定による改正後の四国中央市公民館条例第3条2項の規定にかかわらず、施行日前における館長としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 9 施行日の前日までに附則第7項の規定による改正前の四国中央市公民館条例第5条第1項の規定により委嘱されている者（以下この項において「委員」という。）は、附則第7項の規定による改正後の四国中央市公民館条例第5条第1項の規定により委嘱された者とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、附則第7項の規定による改正後の四国中央市公民館条例第5条2項の規定にかかわらず、施行日前における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(四国中央市教育施設等使用条例の一部改正)

- 10 四国中央市教育施設等使用条例（平成16年四国中央市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「社会体育施設を除く。」を削る。

別表1公民館使用料の表を削り、別表2小中学校グラウンド照明施設使用料の表を別表1小中学校グラウンド照明施設使用料の表とし、別表3小中学校体育館照明施設使用料の表を別表2小中学校体育館照明施設使用料の表とし、別表4小中学校体育館冷暖房施設使用料の表を別表3小中学校体育館冷暖房施設使用料の表とする。

(四国中央市教育施設等使用条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 施行日の前日までに前項の規定による改正前の四国中央市教育施設等使用条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（公民館に係るものに限る。）は、附則第7項の規定による改正後の四国中央市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第 82 号

四国中央市学校規模適正化検討委員会条例の制定について

四国中央市学校規模適正化検討委員会条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

提案理由

学校の規模の適正化について調査審議する四国中央市学校規模適正化検討委員会を設置するため、本条例を制定するものである。

四国中央市学校規模適正化検討委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四国中央市学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 四国中央市立小学校設置条例（平成16年四国中央市条例第56号）別表に規定する小学校及び四国中央市立中学校設置条例（平成16年四国中央市条例第57号）別表に規定する中学校（以下「学校」という。）の規模の適正化に関すること。
- (2) 学校の再編に関すること。
- (3) 学校の通学の区域に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、四国中央市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (4) 教育関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校規模適正化担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

議案第 83 号

四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 14 条」を「第 9 条」に、「第 15 条—第 28 条」を「第 10 条—第 22 条」に、「第 29 条」を「第 23 条」に、「第 30 条」を「第 24 条」に、「第 31 条—第 33 条」を「第 25 条—第 28 条」に改める。

第 2 条第 1 項第 3 号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合にあっては」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第 5 号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 3 条第 6 項中「、第 4 項及び前項」を「及び前 2 項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この

条において同じ。)」及び「その出発前に」を削り、「旅行命令等を取り消され」を「旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項、同条第4項及び第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、「任命権者が認める」を「規則で定める」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）」を「旅行命令権者の発する旅行命令等」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「変更をする」に改め、同項ただし書及び同条第5項中「記載し」を「記載又は記録をし」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第16項までを削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を加え、「旅行した場合の旅費により」を削る。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「及び」を「、」に改め、「するもの」の次に「及び旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「をいう」の次に「。第4項において同じ」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「、その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されている場合は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われた場合は、支出者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第13条を第8条とし、第14条を第9条とする。

第2章を次のように改める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する

鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第 11 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第 12 条 航空賃は、航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第 13 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受け業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用
- (5) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により自家用の自動車を利用する移動に要する費用（1 キロメートルにつき 37 円により全ての路程を算定した額をいう。）
(宿泊費)

第 14 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表に定める額を基準とする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第 15 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、第 10 条から前条までに規定する費用の合計額とする。

(宿泊手当)

第 16 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雜費に充てるための費用とし、その額は、1 夜当たり 2,400 円とする。

2 前項に規定するもののほか、宿泊手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(転居費)

第 17 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定した額とする。

(着後滞在費)

第 18 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、現に宿泊した夜数（5 夜分までに限る。）に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 19 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合 家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合にあっては、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 前号の規定に準じて算

定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条から第13条までに規定する各費用について、当該各条並びに第7条の規定により算定した額と現に支払った額とを比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各費用について第14条、第15条、第17条から第19条第1項までの規定により算定した額と現に支払った額とを比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、職員が退職等となった日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第3章中第29条を第23条とする。

第30条中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改め、「、別表第2に掲げる額によるほか」を削り、第4章中同条を第24条とする。

第31条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条第2項中「別表第1第1項第1号、第2号又は別表第2第1項第1号及び第2号に掲げる者）にある者」を「市長、副市長、教育長、教育委員会委員、公平委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員及び農業委員会委員をいう。以下同じ。」並びに議長、副議長及び議員」に改め、第5章中同条を第25条とし、第32条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引く

ことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第33条を第28条とする。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表 (第14条関係)

区分	特別職等	左記以外の者
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円

岡山県	14,000 円	10,000 円
広島県	18,000 円	13,000 円
山口県	11,000 円	8,000 円
徳島県	14,000 円	10,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
愛媛県	14,000 円	10,000 円
高知県	15,000 円	11,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
佐賀県	15,000 円	11,000 円
長崎県	15,000 円	11,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
大分県	15,000 円	11,000 円
宮崎県	17,000 円	12,000 円
鹿児島県	17,000 円	12,000 円
沖縄県	15,000 円	11,000 円

備考 この表に定める額は、1夜当たりの額とする。

(四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例（平成20年四国中央市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分	議長等
北海道	18,000 円
青森県	15,000 円
岩手県	13,000 円
宮城県	14,000 円
秋田県	15,000 円
山形県	14,000 円
福島県	11,000 円
茨城県	15,000 円
栃木県	14,000 円
群馬県	14,000 円
埼玉県	27,000 円
千葉県	24,000 円
東京都	27,000 円
神奈川県	22,000 円
新潟県	22,000 円
富山県	15,000 円

石川県	13,000 円
福井県	14,000 円
山梨県	17,000 円
長野県	15,000 円
岐阜県	18,000 円
静岡県	13,000 円
愛知県	15,000 円
三重県	13,000 円
滋賀県	15,000 円
京都府	27,000 円
大阪府	18,000 円
兵庫県	17,000 円
奈良県	15,000 円
和歌山県	15,000 円
鳥取県	11,000 円
島根県	13,000 円
岡山県	14,000 円
広島県	18,000 円
山口県	11,000 円
徳島県	14,000 円
香川県	21,000 円
愛媛県	14,000 円
高知県	15,000 円
福岡県	25,000 円
佐賀県	15,000 円
長崎県	15,000 円
熊本県	20,000 円
大分県	15,000 円
宮崎県	17,000 円
鹿児島県	17,000 円
沖縄県	15,000 円

備考 この表に定める額は、1夜当たりの額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の四国中央市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）及び第2条の規定による改正後の四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の議会議長等の議員報酬等条例」という。）別表第

2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の旅費条例及び改正後の議会議長等の議員報酬等条例別表第2の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の旅費条例第27条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

提 案 理 由

職員等の旅費及び費用弁償の見直しを行うため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 84 号

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年四国中央市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 85 号

四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年四国中央市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 86 号

四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年四国中央市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 87 号

四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年四国中央市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 88 号

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例について

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例

四国中央市火災予防条例（平成 16 年四国中央市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29 条の 7）」を「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29 条の 7）」に改める。

第 29 条中「火災に関する警報」の次に「（法第 22 条第 3 項の火災に関する警報をいう。第 29 条の 9 において同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項に規定する注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第 29 条各号に掲げる火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案し、前項に規定する火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案し、第 29 条各号に掲げる火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条第 6 号」を「第 45 条第 1 項第 6 号」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定（四国中央市火入れに関する条例（平成16年四国中央市条例第152号）第1条の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

（四国中央市火入れに関する条例の一部改正）

- 2 四国中央市火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、必要な」を「必要な」に改める。

第14条第1項中「異常乾燥注意報又は火災警報」を「乾燥注意報、火災に関する警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の火災に関する警報をいう。以下同じ。）又は林野火災に関する注意報（四国中央市火災予防条例（平成16年四国中央市条例第186号）第29の8第1項の林野火災に関する注意報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「異常乾燥注意報又は火災警報」を「乾燥注意報、火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報」に改める。

提 案 理 由

林野火災に係る予防の実効性の向上を図るため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 89 号

令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度四国中央市的一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,198,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,461,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 5,682,032	千円 432,184	千円 6,114,216
	1 国庫負担金	4,461,166	430,542	4,891,708
	2 国庫補助金	1,204,680	543	1,205,223
	3 委託金	16,186	1,099	17,285
16 県支出金		3,059,343	232,271	3,291,614
	1 県負担金	1,679,359	213,787	1,893,146
	2 県補助金	973,865	18,484	992,349
18 寄附金		2,048,297	202,015	2,250,312
	1 寄附金	2,048,297	202,015	2,250,312
19 繰入金		3,898,320	127,512	4,025,832
	1 特別会計繰入金	267,392	13,512	280,904
	2 基金繰入金	3,630,928	114,000	3,744,928
20 繰越金		1,424,961	109,506	1,534,467
	1 繰越金	1,424,961	109,506	1,534,467
21 諸収入		884,451	66,612	951,063
	5 雜入	520,171	66,612	586,783
22 市債		1,924,100	27,900	1,952,000
	1 市債	1,924,100	27,900	1,952,000

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	千円	千円	千円
歳入合計		45,263,000	1,198,000	46,461,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 255,675	千円 △1,620	千円 254,055
	1 議 会 費	255,675	△1,620	254,055
2 総 務 費		5,878,412	317,397	6,195,809
	1 総務管理費	4,750,617	315,999	5,066,616
	2 徴 税 費	738,287	△2,339	735,948
	3 戸籍住民基本台帳費	182,984	4,728	187,712
	4 選 挙 費	121,447	△230	121,217
	5 統計調査費	59,618	△761	58,857
3 民 生 費		17,675,023	780,524	18,455,547
	1 社会福祉費	4,831,849	730,217	5,562,066
	2 老人福祉費	4,190,440	△33,240	4,157,200
	3 児童福祉費	7,429,370	83,188	7,512,558
	4 生活保護費	1,214,504	359	1,214,863
4 衛 生 費		3,367,936	63,960	3,431,896
	1 保健衛生費	1,945,241	37,553	1,982,794
	2 清 掃 費	1,422,695	26,407	1,449,102
6 農林水産業費		1,133,345	13,292	1,146,637
	1 農 業 費	681,641	2,869	684,510

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 林業費	千円 336,210	千円 10,423	千円 346,633
7 商工費		1,024,320	7,697	1,032,017
	1 商工費	1,024,320	7,697	1,032,017
8 土木費		3,719,617	5,947	3,725,564
8 土木費	1 土木管理費	223,239	△4,366	218,873
	2 道路橋りょう費	1,336,033	960	1,336,993
	4 港湾費	506,137	10,058	516,195
	5 都市計画費	1,315,482	△482	1,315,000
	6 住宅費	221,929	△223	221,706
9 消防費		1,709,148	△398	1,708,750
	1 消防費	1,709,148	△398	1,708,750
10 教育費		5,684,612	9,628	5,694,240
10 教育費	1 教育総務費	735,523	△8,362	727,161
	2 小学校費	1,192,590	△13,616	1,178,974
	3 中学校費	615,076	△6,448	608,628
	4 幼稚園費	210,394	△12,426	197,968
	5 社会教育費	1,121,515	20,465	1,141,980
	6 保健体育費	1,809,514	30,015	1,839,529

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 災害復旧費		46,398	1,500	47,898
	1 農林水産施設災害復旧費	15,400	1,500	16,900
14 予備費		75,872	73	75,945
	1 予備費	75,872	73	75,945
歳出合計		45,263,000	1,198,000	46,461,000

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備事業	千円 4,387
2 総務費	1 総務管理費	人口ビジョン策定支援業務	2,500
2 総務費	2 徴税費	航空写真撮影等業務	6,868
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター整備事業	4,829
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業	50,000

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事項	期間	限度額
広報紙発行業務	令和7年度から 令和8年度まで	千円 23,349
福祉会館整備事業	令和8年度	4,952
情報システム構築事業	令和8年度	27,752
ケーブルネットワーク施設 指定管理業務	令和7年度から 令和12年度まで	195,000
霧の森整備事業	令和8年度	4,514
校務支援システム運用事業	令和7年度から 令和8年度まで	12,518
授業支援ソフトウェア 活用事業	令和7年度から 令和12年度まで	46,165

事 項	期 間	限 度 額
小 中 学 校 学 力 向 上 支 援 事 業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	5,977 千円
小 中 学 校 デ ジ タ ル 学 習 教 材 活 用 事 業	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	74,390
新 宮 小 規 模 特 認 校 事 業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	47,523
図 書 館 及 び 博 物 館 等 指 定 管 理 業 務 (令 和 7 年 度 追 加)	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	32,321
川 之 江 図 書 館 整 備 事 業	令和 8 年度	22,478
伊 予 三 島 運 動 公 園 体 育 館 整 備 事 業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	35,453

(変更)

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
川之江斎苑整備基本計画策定業務	令和7年度から 令和8年度まで	千円 17,649	令和8年度	千円 12,449

第4表 地方債補正

(追 加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
常備消防施設整備事業	千円 3,800	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 債還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。
図書館整備事業	13,400	同 上	同 上	同 上
庁舎整備事業	700	同 上	同 上	同 上

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
県営森林基幹道開設事業	千円 4,900	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 債還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。	千円 13,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
現年度林業用施設単独災害復旧事業	2,700	同 上	同 上	同 上	3,700	同 上	同 上	同 上

議案第 90 号

令和 7 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度四国中央市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 213,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,468,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
5 繰入金		867,510	17,913	885,423
	1 他会計繰入金	865,445	19,978	885,423
	2 基金繰入金	2,065	△2,065	0
6 繰越金		1	196,614	196,615
	1 繰越金	1	196,614	196,615
7 諸収入		51,004	△11,336	39,668
	3 雜入	47,002	△11,336	35,666
8 国庫支出金		142	9,809	9,951
	1 国庫補助金	142	9,809	9,951
歳 入 合 計		8,255,000	213,000	8,468,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		千円 211,844	千円 514	千円 212,358
	1 総務管理費	169,689	1,897	171,586
	2 徴 収 費	33,383	△1,273	32,110
	4 医療費適正化特別対策事業費	8,403	△110	8,293
4 保健事業費		77,385	△3,181	74,204
	1 保健事業費	77,385	△3,181	74,204
5 基金積立金		375	209,483	209,858
	1 基金積立金	375	209,483	209,858
6 諸支出金		65,837	5,577	71,414
	1 債還金及び還付加算金	54,300	△6,619	47,681
	2 繰 出 金	11,537	12,196	23,733
7 予 備 費		2,763	607	3,370
	1 予 備 費	2,763	607	3,370
歳 出 合 計		8,255,000	213,000	8,468,000

議案第 91 号

令和 7 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度四国中央市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,600,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
4 国庫支出金		2,654,067	967	2,655,034
	2 国庫補助金	657,867	967	658,834
7 繰入金		2,011,065	△12,307	1,998,758
	1 他会計繰入金	1,849,352	△13,623	1,835,729
	2 基金繰入金	161,713	1,316	163,029
9 諸収入		19,619	5,340	24,959
	2 雜入	19,417	5,340	24,757
歳 入 合 計		11,606,000	△6,000	11,600,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 266,152	千円 △7,069	千円 259,083
	1 総務管理費	218,830	△7,069	211,761
5 諸支出金		80,066	1,316	81,382
	2 繰 出 金	27,192	1,316	28,508
7 予 備 費		2,098	△247	1,851
	1 予 備 費	2,098	△247	1,851
歳 出 合 計		11,606,000	△6,000	11,600,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険システム改修業務	千円 1,935

議案第 92 号

令和 7 年度四国中央市港湾上屋事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度四国中央市の港湾上屋事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 繼越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾施設費	1 上屋管理費	上屋整備事業	140,456 千円

議案第 93 号

令和 7 年度四国中央市介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度四国中央市の介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 15,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 繰入金		79,391	△15,000	64,391
	1 他会計繰入金	79,391	△15,000	64,391
歳入	合計	125,000	△15,000	110,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 介護予防支援事業費		123,634	△15,000	108,634
	1 介護予防支援事業費	123,634	△15,000	108,634
歳 出 合 計		125,000	△15,000	110,000

議案第 94 号

令和 7 年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度四国中央市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,689,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 繰入金		450,326	△3,413	446,913
	1 他会計繰入金	450,326	△3,413	446,913
6 国庫支出金		0	6,413	6,413
	1 国庫補助金	0	6,413	6,413
歳入合計		1,686,000	3,000	1,689,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		38,030	3,362	41,392
	1 総務管理費	34,537	3,362	37,899
4 予 備 費		741	△362	379
	1 予 備 費	741	△362	379
歳 出 合	計	1,686,000	3,000	1,689,000

議案第 95 号

令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 7 年度公共下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為に次の事項を加える。

事 項	期 間	限 度 額
川之江浄化センター屋外燃料タンク設置工事	令和 8 年度	11,580 千円
村松ポンプ場 No. 2 水中ポンプ更新工事	令和 8 年度	8,795 千円

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大 西 賢 治

議案第 96 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
四国中央市ケーブル ネットワーク施設	四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 48 号 株式会社四国中央テレビ 代表取締役 井上 仁	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

四国中央市ケーブルネットワーク施設の効果的かつ効率的な管理運営を図るため、株式会社四国中央テレビを指定管理者に指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 97 号

川之江埋立グラウンド整備工事変更請負契約の締結について

次のとおり工事変更請負契約を締結する。

令和 7 年 12 月 9 日提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 賃金水準の変動に伴う変更及び工事の内容の変更 |
| 2 請負金額 | 変更前の工事請負金額 208,450,000円
変更後の工事請負金額 210,876,000円 |
| 3 契約の相手方 | 四国中央市妻鳥町 187 番地
森実・久保特定建設工事共同企業体
代表者 森実土建株式会社
代表取締役 森 実 仁 志 |

提案理由

請負金額に変更が生じたことに伴い、工事変更請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

